

大労基発 0420 第 1 号
令和 4 年 4 月 20 日

建設業労働災害防止協会 大阪府支部長 殿

大阪労働局労働基準部長



ストレスチェック等の実施について（周知依頼）

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、労働基準行政、とりわけ労働安全衛生行政の推進について御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止するため、心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」と言います。）及びその結果に基づく医師による面接指導等の実施が、平成 27 年から義務付けられ、事業場におけるメンタルヘルス対策の推進が求められています。

また、仕事による強いストレスが原因で精神障害を発病し、労災認定される労働者が増加傾向にあり、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止することがますます重要な課題となっております。

しかしながら、大阪府内の労働者数 50 人以上の事業場における令和 3 年のストレスチェック実施率は、6 割程度に留まっている状況にあります。

貴団体におかれましては、ストレスチェック制度について、別添のリーフレット「ストレスチェックを実施しましょう! (*1)」、又は、大阪労働局 YouTube チャンネルに配信している動画 (*2) を御参照の上、貴団体会員等関係者の皆様方へ広くご周知いただきますようお願いいたします。

- * 1 大阪労働局ホームページに掲載しています。（大阪労働局→各種法令・制度・手続き→安全衛生関係→安全衛生関係各種リーフレット）

<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/var/rev0/0110/3123/27sutoresutyekku.pdf>

- * 2 大阪労働局 YouTube チャンネルに動画配信している「ストレスチェックを実施しましょう。」は、以下のアドレス又は QR コードから視聴できます。 <https://www.youtube.com/watch?v=X-OEQ8P9E0o>



【担当】 540-8527 大阪市中央区大手前 4-1-67

電話 06-6949-6500 (内線 4762)

大阪労働局労働基準部健康課 労働衛生専門官 上杉